

産業及労働の統制に関する要綱

二

(一) 労 動 行 政

産業労働省を新設し、関係行政事務の統一を図り、更に労働・企業兩者代表を中心とする諸問委員會を設け、産業及労働の統制に基調を置く舉國的協力を實現すべし。

(二) 産 業 統 制

(イ) 重要産業並に大産業は國營若くは國家管理を終局目標とし、公益の精神に則りて指導監督を行ひ之を統制すべし。

(ロ) 此の目的遂行のため政府は産業統制局を設置する前提として産業計画審議機關を設くること。

(ハ) 一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に強制力を附與し、國家は同組合を通じて指導監督を行ひ、その統制には労働組合を參與せしむべし。

(ニ) 現下非常時の緊急處置として左の統制をなすこと。

(ア) 資本配當の統制を断行し、貸銀値上による大衆購買力の増進を計ること、

(ブ) 輸出商品並に國內主要消費商品の價格の統制

(三) 労 動 統 制

(イ) 勞働組合法、團體協約法を制定し、労働者に自覺と共に光明を與へ、労働組合運動に一定の航舵を示し、其の健全性を助長發達せしめ、以て産業争議の最少化を促進し、進んで労働者が國家産業に貢献し得る様統制すべし。

(ロ) 労働争議調停法を改正し、必要に應じ一般産業にも強制調停を適用し、尙和解と調停に依つて解決を見ざる事件に限

り、之に最終的裁斷を下し、以て勞資の自己的闘争を終結せしむるため、夫々労働・企業・消費三者を代表する陪審員を参加せしむる産業労働裁判所を新設すべし。

(四) 産 業 協 力

(イ) 産業協力の基本は自主的労働組合の公認を経とし、團體協約を締とする勞資兩者の協力に存すると雖ども、之を労資兩者の自主的努力のみに放任することなく、國家も又産業協力委員會を設置し、産業平和及産業協力實現に努むべし。

(ロ) 産業協力委員會は、主務大臣、地方長官若くはその任命せる官吏を議長とし、労働・企業・消費三者同數の委員を以て構成す。但し委員會は全國的並に地方的、産業別的に設置すべし。

以上の要綱を内容とする産業及労働の統制に関する國策を樹立し、之を實施せしむる目的を以て總理大臣直轄の下に産業及労働に關係ある團體の代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する産業労働統制審議會を速やかに設置せられんことを要請す

第一號議案 労働立法即時制定實施の要求に關する件

扶
正
評議員會提出

現時の我が國に於ては、工場法、健康保険法等を除いては、國際労働條約等を始めとして重要な労働立法の制定實施を見ない。然しながら非常時打破のために亦一國産業の健闘なる發展のためには、労働階級の産業協力を必要とする。而して労働階級の眞の産業協力をなし得る基本的條件は、労働者生活を保障する各種の労働立法を制定實施し、安んじて其の労働に精進せ